

福岡県公報

平成20年11月26日
第2901号

目次

告示(第1902号 - 第1926号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	1
指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	4
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	4
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	5
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6

道路の供用の開始	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	8
公安委員会			
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	8

告示

福岡県告示第1902号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 大野島加入区

福岡県告示第1903号

次の加入区において平成16年11月福岡県告示第2052号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成20年11月26日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 大野島加入区

福岡県告示第1904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	福 岡 筑紫野 線	前	筑紫野市大字立明寺470番 1先から 筑紫野市大字立明寺678番 1先まで	16.7 ~ 22.8	506.0
			後	筑紫野市大字立明寺470番 1先から 筑紫野市大字立明寺678番 5先まで	17.8 ~ 35.6	

福岡県告示第1905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	福 岡 筑紫野 線	筑紫野市大字立明寺470番1先から 筑紫野市大字立明寺678番5先まで

福岡県告示第1906号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成20年11月12日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ドラッグ&フレッシュ トライアル久留米店
(2) 所在地 福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外
- 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
スーパーセンタートライアル久留米店	ドラッグ&フレッシュ トライアル久留米店

福岡県告示第1907号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成10年11月7日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (水路改良事業) (池田地区)	変更後の土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年11月26日から 平成20年12月25日まで	前原市役所

前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (井原地区)	変更後の土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年11月26日から平成20年12月25日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (井堰改良事業) (池田地区)	変更後の土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年11月26日から平成20年12月25日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (長野地区)	変更後の土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年11月26日から平成20年12月25日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (多久地区)	変更後の土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年11月26日から平成20年12月25日まで	前原市役所

福岡県告示第1908号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 茜の木

(2) 代表者の氏名

西岡 理恵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区井尻4丁目21番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ者を含めた世代を越えた一般市民を対象とし、障害者

自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業、地域交流事業、食育並びに食文化継承事業、環境保全事業、子ども育成事業を行う事で、世代を越えて助け合う喜びと、豊かな心を持つ大切さを、次世代へ継承し、その結果、ゆとりある社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1909号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人絆会

(2) 代表者の氏名

宮崎 栄二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区御供所町5番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一人でも多くの方々の力を結集し、あらゆる場面で、きめ細かく、できるだけ多くの人々との「絆」作りを目指し、基本となる「人生に安心と絆」を旗印に、私たちは共に生きるという課題を吟味し、実践手段を探求し実行することの意義を考え、子供も高齢者も、健常者も障害者も、すべての人の「絆」を結び役割を活動として展開し、必要な関係機関と連携を図りながら、組織として社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1910号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字吉原字棚ヶ元541番及び541番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区立花寺二丁目12番10号
法行寺 代表役員 傍示 憲昭

福岡県告示第1911号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
安部 計一
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
嘉麻市牛隈213 - 3
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成20年10月31日

福岡県告示第1912号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
石川 文子
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
嘉麻市上山田423
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成20年10月31日

福岡県告示第1913号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年11月14日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
飯塚市鹿毛馬 （鹿毛馬地区第4換地区）	換地計画書の写し	平成20年11月26日から 平成20年12月25日まで	飯塚市頼田支所

福岡県告示第1914号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字前畑3378 - 1、3379 - 1 及び3379 - 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市三沢4209番地
長家 初子

福岡県告示第1915号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
156	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2 福岡県立社会教育総合センター内 福岡県子ども会育成連合会 会長 池田龍男	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2 福岡県立社会教育総合センター内	平成20年11月30日

福岡県告示第1916号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	56	福岡市博多区住吉4丁目3番2号 オリエンタルフーズ株式会社	福岡市西区大字千里111の1 福岡県立筑前高等学校内売店 ほか1カ所 (今回変更した売りさばき所) 糟屋郡篠栗町大字金出3350番の2 福岡県立社会教育総合センター内売店	平成20年12月1日
旧			福岡市西区大字千里111の1 福岡県立筑前高等学校内売店	

福岡県告示第1917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡篠栗線	糟屋郡粕屋町大字仲原2704番1先から 糟屋郡粕屋町大字仲原2712番9先まで

福岡県告示第1918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡直方線	前	糟屋郡久山町大字久原950番1先から 糟屋郡久山町大字久原950番2先まで	13.7 ~ 13.8	50.4
			後	同上	17.2 ~ 17.6	50.4

福岡県告示第1919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	吉 井 久 留 米 線 自 転 車 道	前	うきは市吉井町橘田672番 2先から うきは市吉井町八和田173 番2先まで	5.0 ~ 9.1	360.0
			後	同上	5.0 ~ 9.1	360.0
			後	同上	5.1 ~ 9.0	383.0

福岡県告示第1920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	吉 井 久 留 米 線 自 転 車 道	うきは市吉井町橘田672番2先から うきは市吉井町八和田173番2先まで

福岡県告示第1921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	吉 井 恵 蘇 宿 線	前	うきは市吉井町橘田671番 先から うきは市吉井町八和田173 番2先まで	8.9 ~ 16.7	306.0
			後	同上	8.9 ~ 16.7	306.0
			後	同上	10.5 ~ 35.0	320.0

福岡県告示第1922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

久留米	吉井線 恵蘇宿	うきは市吉井町橘田671番先から うきは市吉井町八和田173番2先まで
-----	------------	--

福岡県告示第1923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前原	県道	大野城二丈線	前	前原市大字川付847番先から 前原市大字川付960番5先まで	9.2 ～ 13.4	159.0
			前	同上	9.2 ～ 26.4	159.0
			後	同上	9.2 ～ 13.4	159.0
八女	県道	八女春線	前	八女郡星野村2623番4先から 八女郡星野村4515番1先まで	12.0 ～ 45.0	790.0
			後	同上	12.0 ～ 52.2	790.0

八女	県道	瀬高線 久留米	前	筑後市大字島田458番地先から 筑後市大字富久70番地先まで	13.0 ～ 14.0	180.0
			後	同上	13.6 ～ 23.4	180.0

福岡県告示第1924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	大野城二丈線	前原市大字川付847番先から 前原市大字川付960番5先まで
八女	八女春線	八女郡星野村4515番1先から 八女郡星野村4532番1先まで
八女	八女春線	八女郡星野村4693番4先から 八女郡星野村4693番13先まで
八女	八女春線	八女郡星野村4567番1先から 八女郡星野村4515番1先まで

福岡県告示第1925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	鶴三緒 田 川 線	前	飯塚市綱分1006番4先から 飯塚市綱分236番1先まで	5.8 ～ 19.0	201.0
			後	同上	9.6 ～ 21.0	201.0

福岡県告示第1926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	鶴三緒 田 川 線	飯塚市綱分1006番4先から 飯塚市綱分236番1先まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第380号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国

家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成20年11月26日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年1月20日（火） から同年1月28日（水） までの間	午前9時30分から午後 5時30分まで（3日目 から6日目までの講習 については、午後4時 35分まで、最終日の講 習については午後0時 10分までとし、その後 修了考査を実施する。 ）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）

)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成20年12月10日（水）から同年12月12日（金）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事

証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。